

# 生活保護 臆せず申請を

(注) 改悪法は、自  
民公明の与党と民主  
維新、「みんな」生活  
各党が賛成。日本共産  
党、社民党が反対。

## 法改悪でも一定「歯止め」

先の臨時国会で成立した改悪生活保護法。生活保護申請のさい、申請者の親族による扶養義務を強化するなどの内容です。それでも国会審議で日本共産党などが追及し、厚生労働大臣らの答弁などで法の運用に相当な「歯止め」をかけた。生活保護申請で役立つ国会答弁を紹介しします。

### 「運用変えない」政府約束

今でも、生活困窮者が自治体窓口で生活保護を申請しても、申請書さえ渡されず、「家族に養ってもらえ」と追いつめられる違法行為が問題になっていまます。法改悪でますますひどくなると批判され、家族に養ってもらえませんでした。

### 申請者の追い返し「あつてはならない」

国会で追及された田村憲久厚生労働相は「運用は変わらない」と繰り返し、次のように答弁しました。

「申請の意思があれば確実に申請書をお渡しする」「必ず申請意思を示された方が申請書を手に入れなければ、これはもう大問題」

### 親族による扶養は給付要件ではない

親族による扶養も生活保護の要件ではないことが明確に。「扶養義務を負う方々が扶養しなかった」といいますが、生活保護は給付される(田村厚労相、12月4日)

現在、申請者の親族に送られる扶養照会文書は、家族全員の収入、資産などまで書かせる異常な内容です。「書かないことは認められるか」との日本共産党・高橋ちづ子衆院議員の質問に対し、厚労省の岡田太造社会・援護局長はこう答弁

### 利用者自身の運動の成果

全国生活と健康を守る会連合会会長 安形義弘さん



「今までと変わらぬという国会答弁は、実際に基づく追及に政府が追い込まれた結果です。私たちは1年以

上運動し、生活保護基準引き下げにたいして、も1万件の審査請求運動で生活保護利用者自身が立ち上がりました。今までないことです。国会答弁を自治体に確認していきたい。政省令や関係通知もきちんとして内容にさせたい。攻めの運動に取り組みます。

「記載されていない場合でも扶養は保護の要件ではございませんので、保護の要否の判断に影響を与えるものではない」(12月4日) 扶養義務者に報告を

求めた法規定も、「家事審判等々を行ってでも費用を徴収する」という蓋然(がいぜん)性が認められる方に限定される」としています。(田村厚労相、11月12日)

種様式等に不適切な表現をしないよう徹底された」としています。

もう一つは辰田孝太郎参院議員の質問。大阪府が、申請者に求人検索と面接の回数指導し、従わなければ申請却下を含め検討すると指示していた問題です。

説明会では「ハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない」と指摘しました。



質問する小池晃議員＝11月7日、参院厚労委

### 厚労省 説明会で共産党の質問紹介

厚労省は法の運用にかかわって自治体担当者を対象にした説明会(12月10日)を行いました。そのなかで、「運用の留意事項」として、共産党議員の質問内容が紹介されました。

一つは小池晃参院議員の質問。長野市の扶養照会文書で、親族による扶養が生活保護を受ける「前提」としていた問題です。

説明会では、全国436福祉事務所でこうした「不適切な文言」を使っていたという調査結果を添付。「地方自治体が責任を持って各



衆院厚生労働委員会での生活保護法改悪案の採決後、衆院議員面会所に集まった傍聴者にあいさつする日本共産党の高橋ちづ子議員＝12月4日